

金融商品取引清算機関等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

本則

一	金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）	1
二	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）	5
三	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	8
四	長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）	16
五	信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	24
六	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	32
七	中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）	34
八	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	35
九	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	42
十	金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則（平成十年総理府令大蔵省令第四十八号）	47
十一	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）	48
十二	投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）	58
十三	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）	59
十四	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）	60
十五	金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）	65

附則

金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「金融商品取引清算機関」、「金融商品債務引受業」、「有価証券等清算取次ぎ」、「市場デリバティブ取引」、「金融商品取引所」又は「商品市場開設金融商品取引所」とは、「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する金融商品取引清算機関、金融商品債務引受業、有価証券等清算取次ぎ、市場デリバティブ取引、金融商品取引所又は商品市場開設金融商品取引所をいう。</p> <p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第六条 法第五十六条の七第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融商品債務引受業に関連する業務又は商品取引債務引受業等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等をいう。以下同じ。）及びこれに附帯する業務を行う場合にあつては、その旨</p> <p>三 五 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「金融商品取引清算機関」、「金融商品債務引受業」、「有価証券等清算取次ぎ」、「市場デリバティブ取引」又は「金融商品取引所」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する金融商品取引清算機関、金融商品債務引受業、有価証券等清算取次ぎ、市場デリバティブ取引又は金融商品取引所をいう。</p> <p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第六条 法第五十六条の七第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融商品債務引受業に関連する業務を行う場合にあつては、その旨</p> <p>三 五 (略)</p>

(定款又は業務方法書の変更の認可の申請)

第八条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更認可申請書にあつては、第二号に掲げる書類を提出することを要しない。

一 (略)

二 株主総会(法第百五十六条の十九第一項の規定に基づく承認を受けた会員金融商品取引所(法第八十七条の六第一項に規定する会員金融商品取引所をいう。以下同じ。))にあつては、総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 (略)

(金融商品取引所による金融商品債務引受業等の承認の申請)

第十二条 法第百五十六条の十九第一項の承認を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(商品市場開設金融商品取引所による商品取引債務引受業等の承認の申請)

第十二条の二 法第百五十六条の十九第二項の承認を受けようとする商品市場開設金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した承認申

(定款又は業務方法書の変更の認可の申請)

第八条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更認可申請書にあつては、第二号に掲げる書類を提出することを要しない。

一 (略)

二 株主総会(法第百五十六条の十九の規定に基づく承認を受けた会員金融商品取引所(法第八十七条の六第一項に規定する会員金融商品取引所をいう。以下同じ。))にあつては、総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 (略)

(金融商品取引所による金融商品債務引受業等の承認の申請)

第十二条 法第百五十六条の十九の承認を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(新設)

請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 承認を受けようとする業務の種類
- 二 当該業務の開始予定年月日

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該業務の内容及び方法を記載した書面
- 二 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
- 三 当該業務の運営に関する社内規則
- 四 当該業務の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

(承認を受けた商品取引債務引受業等の廃止の届出)

第十二条の三 法第百五十六条の十九第三項の規定により届出を行う商品市場開設金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 法第百五十六条の十九第二項の規定に基づき承認を受けた業務の種類
- 二 当該業務を廃止した年月日
- 三 当該業務を廃止した理由

(業務に関する提出書類)

第十四条 (略)

2 (略)

3 金融商品取引所が法第百五十六条の十九第一項の規定により内閣

(新設)

(業務に関する提出書類)

第十四条 (略)

2 (略)

3 金融商品取引所が法第百五十六条の十九の規定により内閣総理大

総理大臣の承認を受けて金融商品取引清算機関として業務を行う場合にあっては、当該金融商品取引所は、第一項の期間内に、前二項に掲げる書類又はこれに相当する書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出したときは、前二項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出することを要しない。

4・5（略）

（標準処理期間）

第十五条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第五十六條の六第二項に規定する承認又は法第五十六條の十二若しくは法第五十六條の十八に規定する認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、法第五十六條の三第一項に規定する免許又は法第五十六條の十九第一項若しくは第二項に規定する承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2（略）

臣の承認を受けて金融商品取引清算機関として業務を行う場合にあっては、当該金融商品取引所は、第一項の期間内に、前二項に掲げる書類又はこれに相当する書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出したときは、前二項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出することを要しない。

4・5（略）

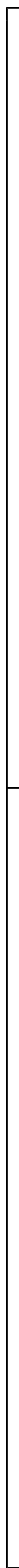
（標準処理期間）

第十五条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第五十六條の六第二項に規定する承認又は法第五十六條の十二若しくは法第五十六條の十八に規定する認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、法第五十六條の三第一項に規定する免許又は法第五十六條の十九に規定する承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2（略）

改正案	現行
<p>(定義)            第八条 (略)            2~8 (略)</p> <p>9 この規則において「先物取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項に規定する先物取引（同項第一号から第三号までに掲げる取引に限る。）及びこれらに類似する外国商品市場取引（同条第三項に規定する外国商品市場取引をいう。以下同じ。）</p> <p>10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）、同条第十項に規定する商品市場における取引（同項第一号ホ及びヒに掲げる取引に限る。）及びこれらに類似する外国商品市場取引並びに同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）</p>	<p>(定義)            第八条 (略)            2~8 (略)</p> <p>9 この規則において「先物取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引（同項第一号から第三号までに掲げる取引に限る。）及び商品市場（同条第九項に規定する商品市場をいう。次項第三号において同じ。）に相当する外国の市場（同項第二号及び第三号において「外国商品市場」という。）における類似の取引</p> <p>10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）、同条第十項に規定する商品市場における取引（同項第一号ホに掲げる取引に限る。）及び外国商品市場における類似の取引</p>

<p>る。)</p> <p>三 前二号に掲げる取引に類似する取引(取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。)、における取引、外国金融商品市場における取引、商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引又は外国商品市場取引(次項第三号及び第八条の八第二項において「市場取引」という。)(以外の取引を含む。)</p> <p>11 この規則において「先渡取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 商品先物取引法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引(同項第一号から第三号までに掲げる取引に限る。)</p> <p>三 前二号に掲げる取引以外の取引で先物取引に類似する取引(市場取引以外の取引に限る。)</p> <p>12 この規則において「スワップ取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引(同項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。)、同条第十項に規定する商品市場における取引(同項第一号へに掲げる取引に限る。)(及びこれらに類似する外国商品市場取引並びに同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引(同項第六号に掲げる取引に限る。))</p> <p>三 (略)</p> <p>13 53 (略)</p>	<p>る。)</p> <p>三 前二号に掲げる取引に類似する取引(取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。)、外国金融商品市場、商品市場又は外国商品市場における取引(次項第三号及び第八条の八第二項において「市場取引」という。)(以外の取引を含む。)</p> <p>11 この規則において「先渡取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 前号に掲げる取引以外の取引で先物取引に類似する取引(市場取引以外の取引に限る。)</p> <p>12 この規則において「スワップ取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当事者が取引の対象として定めた商品の取引数量について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引</p> <p>三 (略)</p> <p>13 53 (略)</p>
---	--





改正案	現行
<p>（金融等デリバティブ取引） 第十三条の二三（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十条第二項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（二を除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p>	<p>（金融等デリバティブ取引） 第十三条の二三（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十条第二項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百四十九条第一項に規定する店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p>

イ〜ハ（略）

ト 商品市場における取引（商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。第三十四条の二の第十四第二号トにおいて同じ。）、外国商品市場取引（同法第二条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。同号トにおいて同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。同号トにおいて同じ。）に係る権利

三（略）

（専門子会社の業務等）

第十七条の二（略）

2 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二十一条に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一〜三（略）

イ〜ハ（略）

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三（略）

（専門子会社の業務等）

第十七条の二（略）

2 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第十六条に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一〜三（略）

3 } 11 (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

七 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「カード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)(に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。))をする業務

八 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件と

3 } 11 (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

七 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「証券等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)(に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

八 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件と

として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

九〇三十九（略）

三〇九（略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一（略）

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ〜ハ（略）

ト 商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

三（略）

（銀行代理業の許可の審査）

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項

して、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務

九〇三十九（略）

三〇九（略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一（略）

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ〜ハ（略）

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三（略）

（銀行代理業の許可の審査）

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項

に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一・二（略）

三 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で行う銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第二十四条第十四項第二号に掲げる行為（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付の可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号八及び第七号ロにおいて同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しない

に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一・二（略）

三 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で行う銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第二十四条第十四項第二号に掲げる行為（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付の可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号八及び二において同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しない場合

場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

(2)・(3) (略)

ロ 水 (略)

四・五 (略)

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

(削る)

資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

(2)・(3) (略)

ロ 水 (略)

四・五 (略)

六 次のいずれにも該当しないことにより、法第五十二条の三十八第一項第三号に規定する他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないこと。

イ 八 (略)

二 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務（所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められるものでないものを除く。）であるときは、銀行代理業として行う法第一条第十四項第二号に掲げる行為（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当していないこと。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査

二・ホ (略)

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合において、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き、銀行代理業として行う法第二条第十四項第二号に掲げる行為（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、銀行代

に關与するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、銀行代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属銀行に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属銀行が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

ホ・ヘ (略)

(新設)

理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属銀行に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属銀行が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

(兼業の承認の申請等)

第三十四条の四十一 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第三十四条の三十七第六号に掲げる事項に該当するとき又は同条第七号に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

(兼業の承認の申請等)

第三十四条の四十一 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第三十四条の三十七第六号に掲げる事項に該当するとき限り、承認しないことができるものとする。



改正案

現行

<p>(金融等デリバティブ取引)          第四条の二三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第六条第三項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（二を除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>(専門子会社の業務等)          第四条の三 (略)</p> <p>2 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第一条第二十一項に規定する商品</p>	<p>(金融等デリバティブ取引)          第四条の二三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第六条第三項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百四十九条第一項に規定する店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>(専門子会社の業務等)          第四条の三 (略)</p> <p>2 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場</p>
---	---

市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一～三（略）

3～11（略）

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五（略）

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六（略）

七 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「カード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者

における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一～三（略）

3～11（略）

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五（略）

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六（略）

七 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「証券等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当

又は当該役務提供事業者に当該金額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をする業務

八 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 三十九（略）

3 9（略）

（長期信用銀行代理業の許可の審査）

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一・二（略）

三 長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、長期信用銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で長期信用銀行代理業を営む

当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

八 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 三十九（略）

3 9（略）

（長期信用銀行代理業の許可の審査）

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一・二（略）

三 長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、長期信用銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で長期信用銀行代理業を営む

者を除く。( )であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に關する十分な知識を有する者であること。ただし、特別長期信用銀行代理行為(当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為(所屬長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。 )をいう。ロにおいて同じ。 )を行う場合にあつては、次に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品(資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号八及び第七号ロにおいて同じ。 )であつてその契約の締結に係る審査に關与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること(申請者が兼業業務を営まない場合を除く。 )。

(2) (3) (略)

ロ 水 (略)

四・五 (略)

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保

者を除く。( )であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に關する十分な知識を有する者であること。ただし、特別長期信用銀行代理行為(当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為(所屬長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。 )をいう。ロにおいて同じ。 )を行う場合にあつては、次に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品(資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号八及び二において同じ。 )であつてその契約の締結に係る審査に關与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること(申請者が兼業業務を営まない場合を除く。 )。

(2) (3) (略)

ロ 水 (略)

四・五 (略)

六 次のいずれにも該当しないことにより、法第十六条の六第一項

証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

(削る)

第三号に規定する他に業務を営むことによりその長期信用銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないこと。

イ〜ハ (略)

二 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務（所屬長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある）と認められるものでないものを除く。（）であるときは、長期信用銀行代理業として行う法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為（所屬長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当していないこと。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

(2) 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、長期信用銀行代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所屬長期信用銀行に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所屬長期信用銀行が

二・ホ (略)

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合において、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所屬長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き、長期信用銀行代理業として行う法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為(所屬長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。)の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること(事業の用に供するための資金に係るものを除く。)

ロ 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

八 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、長期信用銀行代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所屬長期信用銀行に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所屬長期信用銀行が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとし

契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

ホ・ヘ (略)

(新設)

ていること。

(兼業の承認の申請等)

第二十五条の二十 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第二十五条の十六第六号に掲げる事項に該当するとき又は同条第十七号に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ〜ヘ (略)

ト 商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利

三 (略)

(兼業の承認の申請等)

第二十五条の二十 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第二十五条の十六第六号に掲げる事項に該当するときを限り、承認しないことができるものとする。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

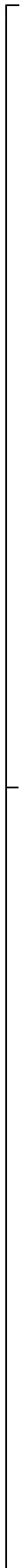
一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ〜ヘ (略)

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 (略)





信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案

現行

<p>(信用金庫の付随業務) 第五十条 (略)</p> <p>2 7 (略)</p> <p>8 法第五十三条第三項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等という。第五十三条第八項において同じ。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。第五十三条第八項において同じ。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（二を除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>(信用金庫連合会の付随業務) 第五十三条 (略)</p> <p>2 7 (略)</p> <p>8 法第五十四条第四項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等について商品市場における相場を利用して行う商品先物取引法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（二を除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p>	<p>(信用金庫の付随業務) 第五十条 (略)</p> <p>2 7 (略)</p> <p>8 法第五十三条第三項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百四十九条第一項に規定する店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>(信用金庫連合会の付随業務) 第五十三条 (略)</p> <p>2 7 (略)</p> <p>8 法第五十四条第四項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、商品取引所法第三百四十九条第一項に規定する店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p>
---	--

9 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 (略)

2~4 (略)

5 法第五十四条の二十一第一項第一号口又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一~六 (略)

七 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「カード等」という。)(をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)(に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者<sup>に</sup>当該金額の交付(当該販売業者又は当

9 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 (略)

2~4 (略)

5 法第五十四条の二十一第一項第一号口又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一~六 (略)

七 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「証券等」という。)(をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)(に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者<sup>に</sup>当該金額を交付する業務

該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をする業務

八 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 三十九（略）

6 13（略）

（専門子会社の業務等）

第七十条（略）

2 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二十一条に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの）

八 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 三十九（略）

6 13（略）

（専門子会社の業務等）

第七十条（略）

2 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引法第十六条に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの）

限る。( )のほか、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

3～9 (略)

(信用金庫代理業の許可の審査)

第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一・二 (略)

三 信用金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人(二以上の事務所)で信用金庫代理業を行う者を除く。( )であるときは、その行う信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用金庫代理行為(当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為(所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。)をいう。口において同じ。)を行う場合にあつては、次に掲げる特別信用金庫代理行為の内容の区分に

。のほか、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

3～9 (略)

(信用金庫代理業の許可の審査)

第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一・二 (略)

三 信用金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人(二以上の事務所)で信用金庫代理業を行う者を除く。( )であるときは、その行う信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用金庫代理行為(当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為(所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。)をいう。口において同じ。)を行う場合にあつては、次に掲げる特別信用金庫代理行為の内容の区分に

応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号ハ及び第七号ロにおいて同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しない場合、資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

(2) (3) (略)

ロ ホ (略)

四・五 (略)

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ ハ (略)

(削る)

応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号ハ及び二において同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しない場合、資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

(2) (3) (略)

ロ ホ (略)

四・五 (略)

六 次のいずれにも該当しないことにより、銀行法第五十二条の三十八第一項第三号に規定する他に業務を行うことによりその信用金庫代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないこと。

イ ハ (略)

二 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務（所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものを除く。）であるときは、信用金庫代理業として行う法第八十五条の二第二項第一号に掲げる行為（所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又

七| 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合に  
おいては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その  
業務について所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する  
取引が行われる可能性がないと認められるときを除き、信用金庫  
代理業として行う法第八十五条の二第二項第一号に掲げる行為（  
所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保とし  
て行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次に掲げる

二・ホ（略）

は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び  
方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当していないこと。  
(1)| 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契  
約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係  
るものを除く。）。  
(2)| 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査  
に關与するものでないこと。  
(3)| 兼業業務として信用の供与を行つている顧客に対し、信用  
金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする  
契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の  
書面による同意を得て、所属信用金庫に対し、兼業業務にお  
ける信用の供与の残高その他の所属信用金庫が契約の締結の  
判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとし  
ていること。

ホ・ハ（略）

（新設）

要件のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に  
関与するものでないこと。

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、信用金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属信用金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属信用金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしてしていること。

（兼業の承認の申請等）

第四百四十七条 （略）

2 （略）

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第四百四十二条第六号に掲げる事項に該当するとき又は同条第七号に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該

（兼業の承認の申請等）

第四百四十七条 （略）

2 （略）

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第四百四十二条第六号に掲げる事項に該当するとき限り、承認しないことができるものとする。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該

当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ〜ハ (略)

ト 商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利

三 (略)

当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ〜ハ (略)

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 (略)



改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ト 商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。第三十七条第三号において同じ。）、外国商品市場取引（同法第二条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。同号において同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。同号において同じ。）に係る権利</p> <p>三（略）</p> <p>（損失の補てん等を行うことができる信託契約）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ト 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引に係る権利</p> <p>三（略）</p> <p>（損失の補てん等を行うことができる信託契約）</p>

<p>第三十七条 法第六条に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>第三十七条 法第六条に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引（同条第九項に規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引であつて、同条第八項に規定する先物取引に類するものを含む。）</p> <p>四・五 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条の二 法第九条の八第二項第六号に規定する信用協同組合が行う債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 当該信用協同組合に対する預金又は定期積金の債権を担保とする債務の保証又は手形の引受け（前各号のいずれかに該当するものを除く。）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 法第九条の八第二項第十八号に規定する内閣府令で定めるものは、<u>上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等を含む。）</u>について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（二を除く。）に掲げる取引の媒介、<u>取次ぎ又は代理とする。</u></p> <p>10・11（略）</p>	<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条の二 法第九条の八第二項第六号に規定する信用協同組合が行う債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 当該信用協同組合に対する預金又は定期積金の債権の担保とする債務の保証又は手形の引受け（前各号のいずれかに該当するものを除く。）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 法第九条の八第二項第十八号に規定する内閣府令で定めるものは、<u>商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百四十九条第一項に規定する店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</u></p> <p>10・11（略）</p>

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）            第四条（略）            2～4（略）            5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一～六（略）            七 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「カード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利</p>	<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）            第四条（略）            2～4（略）            5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一～六（略）            七 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「証券等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金</p>

の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をする業務

八 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 三十九（略）

6 13（略）

（専門子会社の業務等）

第十条（略）

2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商

又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

八 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 三十九（略）

6 13（略）

（専門子会社の業務等）

第十条（略）

2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商

品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものとする。のほか、次に掲げるものとする。

一～三（略）

3～9（略）

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一・二（略）

三 信用協同組合代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用協同組合代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所信用協同組合代理業を行う者を除く。）であるときは、その営む信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用協同組合代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締

品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。のほか、次に掲げるものとする。

一～三（略）

3～9（略）

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一・二（略）

三 信用協同組合代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用協同組合代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所信用協同組合代理業を行う者を除く。）であるときは、その営む信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用協同組合代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締

結の代理若しくは媒介又は法第六条の三第二項第二号に掲げる行為（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号八及び第七号ロにおいて同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しない場合、資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

(2) (3) (略)

ロ（ホ） (略)

四・五 (略)

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

結の代理若しくは媒介又は法第六条の三第二項第二号に掲げる行為（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号八及び二において同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しない場合、資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

(2) (3) (略)

ロ（ホ） (略)

四・五 (略)

六 次のいずれにも該当しないことにより銀行法第五十二条の三十八第一項第三号に規定する他に業務を行うことによりその信用協同組合代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないこと。

イハ  
(略)

二ホ  
(略)

イハ  
(略)

二 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務（所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものでないものを除く。）であるときは、信用協同組合代理業として行う法第六条の三第二項第一号に掲げる行為（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

(2) 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

(3) 兼業業務において信用の供与を行っている顧客に対し、信用協同組合代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属信用協同組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属信用協同組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

ホハ  
(略)



七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保

(新設)

証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合において、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き、信用協同組合代理業として行う法第六条の三第二項第二号に掲げる行為(所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。)の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること(事業の用に供するための資金に係るものを除く。)

ロ 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に  
関与するものでないこと。

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、信用協同組合代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属信用協同組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属信用協同組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

(兼業の承認の申請等)

(兼業の承認の申請等)

<p>第八十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第八十二条第六号に掲げる事項に該当するとき又は同条第七号に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。</p> <p>(特定投資家として取り扱つよう申し出ることができる個人)</p> <p>第一百十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)(の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ト 商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利</p> <p>三 (略)</p>	<p>第八十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第八十二条第六号に掲げる事項に該当するとき限り、承認しないことができるものとする。</p> <p>(特定投資家として取り扱つよう申し出ることができる個人)</p> <p>第一百十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)(の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利</p> <p>三 (略)</p>

改正案

現行

<p>（金融等デリバティブ取引） 第五十二条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十八条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、 上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十五条第一項第一号（許可の基準及び意見の聴取）に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二十一条第九項（定義）に規定する商品市場をいう。）における相場を利 用して行う同法第二十四条第一号から第三号まで及び第四号） 二を除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項 第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p>	<p>（金融等デリバティブ取引） 第五十二条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十八条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第三百四十九条 第一項（店頭商品先物取引）に規定する店頭商品先物取引の媒介、 取次ぎ又は代理とする。</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項 第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p>
--	--

イへ（略）

- ト 商品市場における取引（商品先物取引法第二条第十項（定義）に規定する商品市場における取引をいう。第五十二条の三十二第三号及び第二百三十四条の十二第二号トにおいて同じ。）
- 一 第三号及び第二百三十四条の十二第二号トにおいて同じ。）
- 、 外国商品市場取引（同法第二条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。第五十二条の三十二第三号及び第二百三十四条の十二第二号トにおいて同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。第五十二条の三十二第三号及び第二百三十四条の十二第二号トにおいて同じ。）に係る権利
- 三（略）

（損失の補てん等を行うことができる信託契約）

第五十二条の三十二 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

一・二（略）

三 商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

四・五（略）

イへ（略）

ト 商品取引所法第二条第八項（定義）に規定する先物取引に係る権利

三（略）

（損失の補てん等を行うことができる信託契約）

第五十二条の三十二 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

一・二（略）

三 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引（同条第九項に規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引であつて、同条第八項に規定する先物取引に類するものを含む。）

四・五（略）

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 (略)

2 (略)

3 保険会社は、その営業所又は事務所において、第一項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに規定する事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に提示しなければならない。

(専門子会社の業務等)

第五十六条 (略)

2 法第百六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二十一条(定義)に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。( )のほか、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 (略)

2 (略)

3 保険会社は、その営業所又は事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに規定する事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に提示しなければならない。

(専門子会社の業務等)

第五十六条 (略)

2 法第百六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品取引所法第十六条(定義)に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。( )のほか、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

3 } 10 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 十九 (略)

二十 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「カード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をする業務

二十一 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を

3 } 10 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 十九 (略)

二十 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「証券等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

二十一 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を

<p>条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をし、当該利用者から当該金額を受領する業務</p> <p>二十二丁四十七（略）</p> <p>3～10（略）</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>ト 商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利</p> <p>三（略）</p>	<p>件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務</p> <p>二十二丁四十七（略）</p> <p>3～10（略）</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>ト 商品取引所法第二条第八項（定義）に規定する先物取引に係る権利</p> <p>三（略）</p>
--	--

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則（平成十年総理府・大蔵省令第四十八号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（特定金融取引）</p> <p>第一条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引及びその担保取引（<u>第二号に掲げるものに該当するものを除く。</u>）</p>	<p>（特定金融取引）</p> <p>第一条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（新設）</p>



投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

改正案	現行
<p>（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）</p> <p>第十九条 令第十二条第一号に規定する内閣府令で定める指標は、当該指標に係る投資信託の受益証券をその開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場しようとする金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又はその開設する店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において売買を行わせようとする認可金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が、その規則で定めるところにより、次に掲げる要件のすべてを満たすものとして指定しているものとする。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 有価証券又は商品（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）<u>第二条第一項</u>に規定する商品）をいう。以下同じ。）の価格に係る指標にあつては、当該投資信託の投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有</p>	<p>（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）</p> <p>第十九条 令第十二条第一号に規定する内閣府令で定める指標は、当該指標に係る投資信託の受益証券をその開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場しようとする金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又はその開設する店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において売買を行わせようとする認可金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が、その規則で定めるところにより、次に掲げる要件のすべてを満たすものとして指定しているものとする。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 有価証券又は商品（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）<u>第四条</u>に規定する商品）をいう。以下同じ。）の価格に係る指標にあつては、当該投資信託の投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有</p>

有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。 )。

2 (略)

3 令第十二条第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 商品市場(商品先物取引法第二条第九項に規定する商品市場をいう。以下同じ。)又は外国商品市場(同条第十二項に規定する外国商品市場をいう。以下同じ。)において上場されている商品(当該商品市場又は外国商品市場において当該商品及びその対価の授受を約する売買取引を行うことができるものに限る。)

4 8 (略)

(指定資産等)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 法第十一条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産(法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。)の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 九 (略)

十 商品投資等取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定価格(商品先物取引法第二条第三項第二号に規定する約定価格をい

有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。 )。

2 (略)

3 令第十二条第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 商品市場(商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場をいう。以下同じ。)又は外国商品市場(商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。)において上場されている商品(当該商品市場又は外国商品市場において当該商品及びその対価の授受を約する売買取引を行うことができるものに限る。)

4 8 (略)

(指定資産等)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 法第十一条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産(法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。)の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 九 (略)

十 商品投資等取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定価格(商品取引所法第二条第八項第二号に規定する約定価格をい

いう。第二百四十六条第六項において同じ。）又は約定数値（同法第二条第三項第三号に規定する約定数値をいう。第二百四十六条第六項において同じ。）商品又は商品指数（同法第二条第二項に規定する商品指数をいう。第二百四十六条第六項第一号において同じ。）の種類、プット又はコールの別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該商品投資等取引の内容に関する事項。

（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客等）

第二十四条（略）

2）4（略）

5 令第十九条第五項第七号に規定する内閣府令で定める取引は、第二十二條第一項第七号に掲げる取引以外の商品投資等取引（令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。以下同じ。）とする。

（書面の交付）

第二百四十六条（略）

2）5（略）

6 令第二百二十五条第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 将来の一定の時期における現実の商品の価格又は商品指数の数値が約定価格又は約定数値を上回った場合に、金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を受領する立場の当事者とな

う。第二百四十六条第六項において同じ。）又は約定指数（同法第二条第八項第三号に規定する約定指数をいう。第二百四十六条第六項において同じ。）商品又は商品指数（同法第二条第五項に規定する商品指数をいう。第二百四十六条第六項第一号において同じ。）の種類、プット又はコールの別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該商品投資等取引の内容に関する事項。

（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客等）

第二十四条（略）

2）4（略）

5 令第十九条第五項第七号に規定する内閣府令で定める取引は、第二十二條第一項第七号に掲げる取引以外の商品投資等取引（令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。以下同じ。）とする。

（書面の交付）

第二百四十六条（略）

2）5（略）

6 令第二百二十五条第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 将来の一定の時期における現実の商品の価格又は商品指数の数値が約定価格又は約定指数を上回った場合に、金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を受領する立場の当事者とな

るかの別又はオプション（商品先物取引法第二条第三項第四号に規定するオプション又は同条第十四項第四号若しくは第五号に規定する権利をいう。）を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他取引における当事者の立場を示すものであって、これらに準ずるもの

二・三（略）

四 対価の額、約定価格又は約定数値その他取引一単位当たりの金額又は数であつてこれらに準ずるもの

（委託者指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外等）

第二百六十五条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十二条の二ただし書に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十八条各号に掲げる行為及び次に掲げる行為（法第二百二十三条の三第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十二条の二ただし書に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為にあつては、第六号に掲げる行為を除く。）とする。

一～五（略）

六 商品先物取引業（商品先物取引法第二条第二十二項に規定する商品先物取引業をいう。第二百六十九条第七号において同じ。）として、運用財産に係る同項各号に掲げる行為（同項第二号若しくは第四号に掲げる行為又は商品投資等取引を除く。）を行うことを内容とした運用を行うこと。

るかの別又はオプション（商品取引所法第一条第八項第四号に規定するオプションをいう。）を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他取引における当事者の立場を示すものであって、これらに準ずるもの

二・三（略）

四 対価の額、約定価格又は約定指数その他取引一単位当たりの金額又は数であつてこれらに準ずるもの

（委託者指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外等）

第二百六十五条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十二条の二ただし書に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十八条各号に掲げる行為及び次に掲げる行為（法第二百二十三条の三第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十二条の二ただし書に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為にあつては、第六号に掲げる行為を除く。）とする。

一～五（略）

六 商品取引受託業務（商品取引所法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務をいう。以下同じ。）として、運用財産に係る商品市場における取引（同条第十項に規定する商品市場における取引をいう。以下同じ。）の委託を受けることを内容とした運用を行うこと。

(削る)

七 (略)

(運用明細書)

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第一百七十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四号	(略)	(略)	(略)
二 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)及び同条第十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定められた事由(同条	(略)	二 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)及び同条第十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定められた事由(同条	(略)

七 外国商品市場において行われる運用財産に係る取引であつて商品市場における取引に類するものの委託を受けることを内容とした運用を行うこと。

八 (略)

(運用明細書)

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第一百七十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四号	(略)	(略)	(略)
二 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)及び同条第十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定められた事由(同条第二十一項第五号	(略)	二 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)及び同条第十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定められた事由(同条	(略)

<p>第二十一項第五号及び第二十二項第六号に掲げるいずれかの事由をいう。）が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの</p>	<p>第二十一項第五号及び第二十二項第六号に掲げるいずれかの事由をいう。）が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの</p>
<p>ホ 当事者が商品（商品先物取引法第一条第一項に規定する商品をいう。以下この号において同じ。）又は商品指数（同条第二項に規定する商品指数をいう。以下この号において同じ。）についてあらかじめ約定する価格又は数値と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格又は当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭</p>	<p>ホ 当事者が商品（商品取引所法第二条第四項に規定する商品をいう。以下この号において同じ。）又は商品指数（同条第五項に規定する商品指数をいう。以下この号において同じ。）についてあらかじめ約定する価格又は数値と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格又は当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭の</p>
<p>及び第二十二項第六号に掲げるいずれかの事由をいう。）が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの</p>	<p>第二十一項第五号及び第二十二項第六号に掲げるいずれかの事由をいう。）が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの</p>

---

---

---

の授受を約する取引又はこれに類似する取引  
現実の商品の価格又は商品指数の数値が、  
約定価格（同条第三項第二号に規定する約定価格をいう。）又は約定数値（同項第三号に規定する約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

へ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令  
第三条第十号イから八までに掲げる取引（イ及びロに掲げる取引については、商品先物取引法第二条第三項第四号から第六号まで及び同条第十四項第六号に

---

---

---

授受を約する取引又はこれに類似する取引  
現実の商品の価格又は商品指数の数値が、約定価格（同条第八項第二号に規定する約定価格をいう。）又は約定指数（同項第三号に規定する約定指数をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

へ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令  
第三条第十号八に掲げる取引 相手方と取り決めた商品の価格又は商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭

---

---

---

掲げる取引に該当する  
ものに限る。 ) 相手  
方と取り決めた商品の  
価格、商品指数又は金  
融指標が約定した期間  
に上昇した場合に金銭  
を支払う立場の当事者  
となるもの又は金銭を  
受領する立場の当事者  
となるもの

ト 当事者の一方の意思  
表示により当事者間に  
おいて商品の売買取引  
又はホ若しくはへに掲  
げる取引を成立させる  
ことができる権利(以  
下このトにおいて「商  
品関連オプション」と  
いう。)を相手方が当  
事者の一方に付与し、  
当事者の一方がこれに  
対して対価を支払うこ  
とを約する取引又はこ

---

---

---

を受領する立場の当事  
者となるもの

ト 当事者の一方の意思  
表示により当事者間に  
おいて商品の売買取引  
又はホ若しくはへに掲  
げる取引を成立させる  
ことができる権利(以  
下このトにおいて「商  
品関連オプション」と  
いう。)を相手方が当  
事者の一方に付与し、  
当事者の一方がこれに  
対して対価を支払うこ  
とを約する取引又はこ



(略)	(略)	(略)	れに類似する取引 商品関連オプションを付与する立場の当事者となるもの又は商品関連オプションを取得する立場の当事者となるもの
-----	-----	-----	---

(委託者非指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外)

第二百六十九条 法第二百二十三条の第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令に定める同条第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一〜六 (略)

七 商品先物取引業として、信託財産に係る商品先物取引法第一条第二十二項各号に掲げる行為(同項第二号若しくは第四号に掲げる行為又は商品投資等取引を除く。)を行うことを内容とした運用を行うこと。

(略)	(略)	(略)	れに類似する取引 商品関連オプションを付与する立場の当事者となるもの又は商品関連オプションを取得する立場の当事者となるもの
-----	-----	-----	---

(委託者非指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外)

第二百六十九条 法第二百二十三条の第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令に定める同条第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一〜六 (略)

七 商品取引受託業務として、信託財産に係る商品市場における取引の委託を受けることを内容とした運用を行うこと。

<p>(削る)</p> <p>八・九 (略)</p> <p>(委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外)</p> <p>第二百七十条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 前条第八号ロ(1)から(6)までのいずれかに該当するものであること。</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>八 外国商品市場において行われる信託財産に係る取引であつて商品市場における取引に類する取引の委託を受けることを内容とした運用を行うこと。</p> <p>九・十 (略)</p> <p>(委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外)</p> <p>第二百七十条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 前条第九号ロ(1)から(6)までのいずれかに該当するものであること。</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）

改 正 案	現 行
<p>（運用報告書の表示事項等）</p> <p>第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一（二十四）（略）</p> <p>二十五 投資信託委託会社が商品先物取引業（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）<u>第二条第二十二項に規定する商品先物取引業をいう。</u>）として同項各号に掲げる行為（同項第二号若しくは第四号に掲げる行為又は商品投資等取引を除く。）を行っている場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた売買委託手数料の総額</p> <p>27（略）</p>	<p>（運用報告書の表示事項等）</p> <p>第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一（二十四）（略）</p> <p>二十五 投資信託委託会社が商品取引受託業務（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）<u>第二条第十七項に規定する商品取引受託業務をいう。</u>）を行っている場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた売買委託手数料の総額</p> <p>27（略）</p>

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ト 商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）<u>、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。）及び店頭商品デリバティブ取引（同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。）に係る権利</u></p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ト 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）<u>第一条第八項に規定する先物取引に係る権利</u></p> <p>三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>ト 商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）（外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。第六十七条第一号において同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。第六十七条第二号において同じ。）に係る権利</p> <p>三（略）</p> <p>（指標に係る変動等を利用して行う取引）</p> <p>第六十七条 法第三十五条第二項第二号に規定する内閣府令で定める</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>ト 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引に係る権利</p> <p>三（略）</p> <p>（指標に係る変動等を利用して行う取引）</p> <p>第六十七条 法第三十五条第二項第二号に規定する内閣府令で定める</p>

ものは、次に掲げるものとする。

- 一 外国商品市場取引
- 二 店頭商品デリバティブ取引

(商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十一条 その締結しようとする金融商品取引契約が、商品ファンド関連受益権の売買その他の取引(以下「商品ファンド関連取引」という。)に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十四条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定にかかわらず、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一〇八 (略)

九 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項第一号に掲げる取引(以下この条及び第九十九条第四号において「商品先物取引」という。)の投機性、資金運用効率、流動性、商品先物取引法第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者の信用、商品

ものは、次に掲げるものとする。

- 一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引
- 二 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

(商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十一条 その締結しようとする金融商品取引契約が、商品ファンド関連受益権の売買その他の取引(以下「商品ファンド関連取引」という。)に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十四条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定にかかわらず、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一〇八 (略)

九 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項第一号に掲げる取引(以下この条及び第九十九条第四号において「商品先物取引」という。)の投機性、資金運用効率、流動性、商品取引所法第二条第十八項に規定する商品取引員の信用、商品投資顧問業

投資顧問業者の運用手法その他の商品ファンドを商品先物取引で運用することにより予想される損失発生要因

十～三十 (略)

2～4 (略)

(商品ファンドの運用の状況を示す報告書の交付を要しない場合)

第百十二条 第九十八条第二項の報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、顧客が次に掲げる者である場合とする。

一・二 (略)

三 商品先物取引法第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者  
四・五 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十三条 (略)

2 (略)

3 第一項第七号リ及び第九号の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守管理(業務が法令等(法令(外国の法令を含む。)、法令に基づく行政官庁の処分(外国の法令に基づく同様の処分を含む。))又は金融商品取引業協会、金融商品取引所若しくは商品取引所(商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所をい

者の運用手法その他の商品ファンドを商品先物取引で運用することにより予想される損失発生要因

十～三十 (略)

2～4 (略)

(商品ファンドの運用の状況を示す報告書の交付を要しない場合)

第百十二条 第九十八条第二項の報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、顧客が次に掲げる者である場合とする。

一・二 (略)

三 商品取引所法第二条第十八項に規定する商品取引員  
四・五 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十三条 (略)

2 (略)

3 第一項第七号リ及び第九号の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守管理(業務が法令等(法令(外国の法令を含む。)、法令に基づく行政官庁の処分(外国の法令に基づく同様の処分を含む。))又は金融商品取引業協会、金融商品取引所若しくは商品取引所(商品取引所法第一条第一項に規定する商品取引所をい

う。( )の定款その他の規則(外国におけるこれらに相当するものを含む。( )をいう。以下この号において同じ。( )を遵守したものがどうかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。( )に関する業務

二丁六 (略)

4 (略)

(トレーディング商品勘定元帳)

第六十七條 第五十七條第一項第十三号のトレーディング商品勘定元帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 オプション取引(選択権付債券売買、法第二十一条第三号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。))並びに同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引をいう。次項第一号において同じ。( )に係るものについては、次に掲げる事項

イール (略)

三 先物取引(法第二条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引(これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。))をいう。以下この条において同じ。( )及び先渡取引(法第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。))に係るものについては、次に掲げる事項

。( )の定款その他の規則(外国におけるこれらに相当するものを含む。( )をいう。以下この号において同じ。( )を遵守したものがどうかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。( )に関する業務

二丁六 (略)

4 (略)

(トレーディング商品勘定元帳)

第六十七條 第五十七條第一項第十三号のトレーディング商品勘定元帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 オプション取引(選択権付債券売買、法第二十一条第三号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。))、同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引並びに商品取引所法第二条第八項第四号及び第十項第一号ホに掲げる取引をいう。次項第一号において同じ。( )に係るものについては、次に掲げる事項

イール (略)

三 先物取引(法第二条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引(これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。))並びに商品取引所法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる取引をいう。以下この条において同じ。( )及び先渡取引(法第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引をいう。以下この条において



<p>イ〜リ (略)</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>二〇三 (略)</p> <p>(控除すべき固定資産等)</p> <p>第七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 流動資産のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 預託金(顧客分別金信託、顧客区分管理信託、前条第一項第七号口に掲げるものに係るもの及び商品先物取引法施行規則(平成十七年農林水産省経済産業省令第三号)第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。)</p> <p>ロ〜ホ (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>二〇八 (略)</p>	<p>て同じ。)に係るものについては、次に掲げる事項</p> <p>イ〜リ (略)</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>二〇三 (略)</p> <p>(控除すべき固定資産等)</p> <p>第七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 流動資産のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 預託金(顧客分別金信託、顧客区分管理信託、前条第一項第七号口に掲げるものに係るもの及び商品先物取引法施行規則(平成十七年農林水産省令第三号)第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。)</p> <p>ロ〜ホ (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>二〇八 (略)</p>

金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（苦情の解決又はあつせんの業務等）            第三十条 令第十八条の四の十第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）            第二百四十一条第一項に規定する商品デリバティブ取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんとする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（苦情の解決又はあつせんの業務等）            第三十条 令第十八条の四の十第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）            第二条第十六項に規定する商品市場における取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんとする。</p>

## 附 則

### ( 施行期日 )

1 この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

### ( 運用報告書の表示事項に関する経過措置 )

2 第十二条の規定による改正前の投資信託財産の計算に関する規則の規定に基づきこの府令の施行前に開始した計算期間に関して作成すべき投資信託財産の運用報告書の記載の方法に関しては、この府令の施行後も、なお従前の例による。